

小委員会の作業方針及び当面の作業について

1. 作業方針

小委員会は、有明海・八代海等総合調査評価委員会（以下「委員会」。）の審議に必要な情報を収集、整理、分析することを担う作業グループとして組成された下部組織であることから、委員会におけるこれまでの審議の取組状況や委員会がとりまとめた報告書の内容、今後の審議事項や審議の流れなどを踏まえつつ、委員会に必要な情報を提供していく必要がある。

また、今回、作業の効率化を図るため、生物・水産資源・水環境問題検討作業小委員会（以下「生物問題小委」。）及び海域再生対策検討作業小委員会（以下「海域再生小委」。）の2つの小委員会が同時に組織された意義も作業を進める上で、考慮する必要がある。

◇委員会報告（平成18年12月）

委員会におけるこれまでの再生の評価の成果として、平成18年12月に「委員会報告」をとりまとめている。

同報告では、有明海及び八代海の環境変化について、汚濁負荷、水質・底質環境等各環境要素毎に現況から問題点を抽出、整理した上で、文献情報等を参考に有用二枚貝やベントス等の生物・水産資源減少等の問題点毎の原因・要因を考察した。その際、各問題点とその直接的要因及び同要因を引き起こす環境要因について可能性のあるものを関係線で結んだ図が作成されたが、この図は、有明海及び八代海の問題点及び原因要因とが網羅された図として、委員会報告を公表して以降、頻繁に活用されている。また委員会報告では、残された課題や取り組むべき再生方針について最後の章に箇条書きで整理されている。

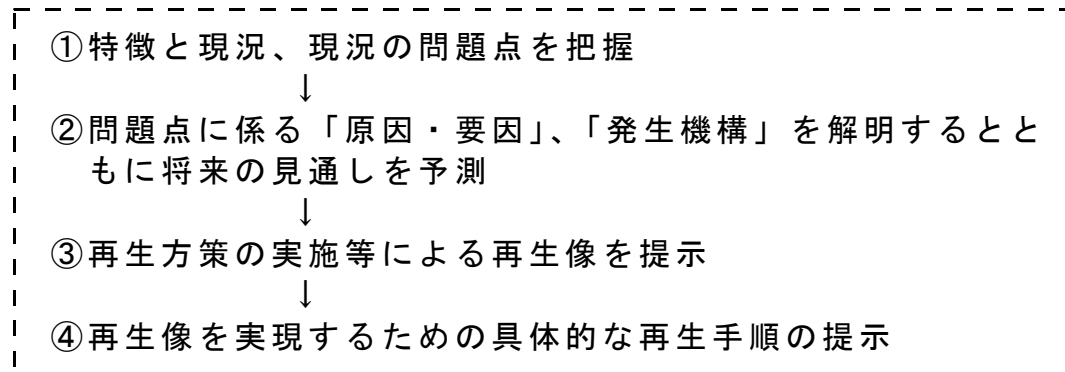
◇委員会における今後の審議の流れ

第29回委員会において、委員会が果たすべき役割として

- これまでの委員会の最大のミッションを継承し、有明海及び八代海等で生じている生物・水産資源を巡る問題点の原因・要因、発生機構の究明を進めるとともに、
- 有明海及び八代海等の再生に向けて、科学的な見地から成立しうる再生像を具体的に提示するとともに、その再生像を実現するために最も効率的かつ現実的な再生手順を明かにすることであることを確認している。

なお、ここでいう有明海及び八代海等の再生とは、特措法第1条の特措法の目的において、「この法律は、有明海及び八代海等が、国民にとって貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、……（中略）……有明海及び八代海等の海域の特性に応じた当該地域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による……（中略）……国民的資産である有明海及び八代海等を豊かな海として再生させることを目的とする。」と規定されていること等を踏まえると、「自然環境」及び「水産資源」を再生することである。

これらにかかる委員会の審議については、有明海及び八代海等を巡る「自然環境」や「水産資源」について、



の順序で進めて行くこととなる。

◇ 2つの小委員会の役割分担

生物問題小委及び海域再生小委の2つの小委員会の設置は、第30回委員会で同時に決定され、それぞれの小委員会毎に所掌事務が整理されている。この所掌事務に則り、両小委員会は作業を進めることになるが、作業を進める上で、両小委員会で収集すべき情報や整理、分析内容について、重複部分が生じることが考えられる。

このうち収集する情報が重複する場合は、両小委員会で同じ情報を収集することは非効率であることから、収集する情報を事前に調整し、両小委員会間で収集した情報の共有化を図ることで対応することが望ましい。

他方、整理・分析部分で生じる重複については、所掌事務の違いに由来し、整理・分析内容もそのため異なってくるものと考えられる。小委員会が作業グループであることを考慮すれば、委員会が審議の中で判断すればよく、この段階で調整することは、非効率である上、調整にも時間を要することから、整理・分析部分での両委員会の調整は行わなくてもよいと考える。

以上を踏まえ、**小委員会の作業方針**としては、次の通りとする。

- (1) 委員会が平成18年12月に作成した委員会報告の整理をベースにしながら「自然環境」や「水産資源」について整理する。
- (2) 委員会の審議の流れに沿って作業を進めることとする。また、作業の進捗状況等を随時委員会に報告し、委員会の指示を受けつつ作業を進める。
- (3) 両委員会が作業を進める上で生じる重複について、収集する情報に関わる重複は、事前に両小委員会間で調整し、収集する情報の重複を避けるとともに、収集した情報は両小委員会で共有化を図る。また、整理、分析部分に関わる重複は、両小委員会間で調整は行わない。

2. 当面の作業

(1) 作業の内容及び流れ

上述の作業方針を踏まえ、当面の小委員会の作業としては、上述の委員会の審議の流れの①、②に必要な情報を収集・整理・分析するものとする。委員会に提供する資料としては、以下のような資料が想定される。

- 平成18年12月の委員会報告に記載されている「具体的な再生方策」(78～80頁)、「解明すべき課題(重点化を図るべき研究課題)」(80頁)への対応状況等を整理した資料
 - ※第28回委員会で事務局より一度提出されたが再整理が必要と判断された。
- 平成18年12月の委員会報告に記載されている「問題点と原因・要因との関連性」(有明海版42頁、八代海版43頁)のような事象、原因要因等の関係について整理した資料
- 収集した情報について、項目別に、現況、原因・要因、将来の見通し等を整理した資料
- 収集した技術情報について、技術の内容、適用条件、課題、コスト等を整理した資料

当面の作業の流れについては、委員会の流れを参考に別紙のとおりとする。

(2) 作業分担

上記(1)の当面の作業内容及び流れに関わる小委員会の作業について、収集する情報の重複を避けるため、生物問題小委及び海域再生小委は、便宜上、次表の分担に則り、情報収集を行うものとする。

分担		生物問題小委	海域再生小委
		水産資源	自然環境
対象	生物・環境等	<ul style="list-style-type: none"> ○水産資源(重要水産資源・養殖業対象生物及びその餌料生物) ○漁場環境(赤潮・貧酸素水塊を含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○生物生態系 ○海域環境(水質・底質環境、海域に流入する陸域部分を含む。)
	技術	<ul style="list-style-type: none"> ○漁場改善技術 ○増養殖技術、 ○赤潮・貧酸素水塊被害予防・防除技術 	<ul style="list-style-type: none"> ○自然再生(又は活性化)技術 ○負荷管理技術
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○漁業・養殖業 ○関連施策(規制、振興策等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境管理(又は順応的管理)システム ○関連施策(規制、振興策等)

なお、両小委員会が収集した情報は、両小委員会間で情報の共有化を進めることとする。

小委員会の作業の流れ

小委員会の当面の目標として、有明海及び八代海等を巡る現況及び問題点、問題点の原因・要因究明、発生機構等の情報、再生等の技術情報を委員会に提出するための作業の流れを示したものである。

